

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	40	3年
---	----	----	----	----	----

宮本務第1475号
令和6年9月17日
警務部長

男性職員の育児参加促進のための「育児参加計画書」の運用等の一部改正について（通達）

育児参加計画書（以下「計画書」という。）については、「男性職員の育児参加促進のための「育児参加計画書」の運用等の一部改正について（通達）」（令和4年9月29日付け宮本務第1508号）により運用してきたところであるが、本県警察における男性職員の育児休業の取得は他県警と比較して低調である。

政府において、「男性育休は当たり前」になる社会の実現に向けた取組を推進しているところであり、本県警察においても、育児は女性が担うべきといった固定的な性別役割分担意識から脱却して、男性が主体的に育児参加することは、女性の就業継続や子育てとキャリアの両立はもとより、組織の生産性向上や労働環境の改善を通じた優秀な人材確保の観点からも極めて重要である。

以上を踏まえて、更なる男性職員の育児参加促進のため、下記のとおり運用の一部を改正することとしたので、事務処理に遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の概要

- (1) 育児休業の取得を希望しない場合は、理由書を作成・提出することとした。
- (2) 計画書の様式を改めた。
- (3) 保管責任者が休暇及び休業の取得状況を把握することを明記した。
- (4) 所属長の責務にハラスメントの防止を追加した。
- (5) その他文言を整理した。

2 計画書作成の趣旨

男性職員が配偶者の妊娠に際して計画書を作成することにより、当該男性職員においては、出産補助休暇、男性職員の育児参加休暇及び育児休業（以下「休業等」という。）について取得可能期間の把握が容易になるとともに、幹部職員との面談による休業等取得への共通認識を形成することができる。幹部職員においては、休業等取得の奨励、計画書の早期提出による業務の効率的なマネジメントを行うことができ、組織全体の休業等取得率を向上させつつ、業務における生産性を高め、男性職員の育児等家庭参加の促進を図るものである。

3 作成・提出対象職員

計画書を作成・提出する職員は、配偶者が妊娠中の全ての男性職員（以下「対象職員」という。）とする。

4 運用要領

- (1) 計画書の作成・提出

ア 作成時期

対象職員は、配偶者の出産予定日の3か月前までに、計画書（別記様式第1号）を作成し、別表に掲げる面談実施者に提出すること。

(2) 面談の実施

計画書の提出を受けた面談実施者は、対象職員と面談を実施し、その結果について、「宮城県警察職員生活指導要綱の細部事項（通達）」の一部改正について（通達）」（令和3年3月24日付け宮本監第380号）で定める身上カードに確実に記載すること。

なお、育児休業の取得を希望しない職員に対しては、その理由を聴取して、理由書（別記様式第2号）を作成すること。また、当該職員に対して、男性の育児参加の必要性を教養して取得を奨励するなど、その対応状況を理由書に記載すること。

(3) 提出及び保管責任者

面談実施者は、計画書及び理由書（以下「計画書等」という。）を別表左欄に掲げる対象職員の区分に応じ、同表中欄及び右欄に掲げる保管責任者に提出するとともに前記(2)の面談結果を報告すること。

(4) お知らせの交付

所属長は、計画書を提出した対象職員に対して、お知らせ（別記様式第3号）を作成し、同書に記名した後、当該職員を通じて職員家族に交付すること。

(5) 計画書等のデータの提出

所属長は、前記(4)のお知らせを交付した後、遅滞なく計画書等のデータを警務部警務課長を通じて提出すること。

(6) 出産時の措置

ア 対象職員は、配偶者の出産後、計画書の入力フォームにその出産日を入力し、休業等の取得可能期間を改めて確認するとともに、計画書を修正し、面談実施者を經由して保管責任者に申告すること。

イ 保管責任者は、上記申告を受けた場合、休業等の取得可能期間等を再度対象職員に教示して、その取得に配慮すること。

(7) 変更時の措置

ア 対象職員は、出産予定日その他の事項に変更がある場合は、計画書を修正し、面談実施者を經由して保管責任者に申告すること。

イ 保管責任者は、前記申告を受けた場合、修正された計画書に基づき休業等の取得可能期間等を再度対象職員に教示して、その取得に配慮すること。

(8) 人事異動期の措置

ア 人事異動により異動となる対象職員の所属長は、計画書等の原本を対象職員の異動先所属へ送付すること。

イ 計画書等の原本の送付を受けた異動先所属においては、前記(2)と同様の措置を行うこと。

(9) 取得状況の把握

保管責任者は、計画書の保管責任者記載欄への取得日の記載、勤務管理システ

ムの活用などにより、適宜、対象職員の休業等の取得状況を把握した上で、計画的な取得に配慮すること。

5 所属長の責務

(1) 休業等の取得の奨励

業務上の著しい支障その他やむを得ない理由がある場合を除き、休業等の取得を奨励すること。

(2) 取得しやすい環境づくり

対象職員が円滑に育児参加計画を実施できるよう、所属職員に対する男性の育児参加の必要性に関する教養、業務分担の検討や代替職員の確保等、対象職員を職場全体で支える環境づくりに努めること。

(3) ハラスメントの防止

休業等の取得などの育児に関する制度又は措置の利用を阻害する言動、不利益な取扱いを示唆する言動等はマタハラ等になることを所属職員に指導するなど、ハラスメントの防止に努めること。

6 留意事項

(1) 休業等承認手続

休業等の承認は、計画書の作成・提出によって直ちに承認されるものではないことに留意し、確実に所定の手続を行うこと。

(2) お知らせの内容

お知らせの各項目については、計画書のデータと連携して自動入力されることから、修正しないこと。

その他文面について、修正等する場合は、事前に下記担当と協議すること。

(3) 事務取扱い

警察署におけるこの通達に基づく事務は、警務課又は警務会計課が処理するものとする。

担当：警務課企画第二係

別表

対象職員	所属	面談実施者	保管責任者
	警部補以下の階級にある警察官及び同相当職以下にある一般職員		
警察署		課長又は課長代理	副署長又は次長
警部以上の階級にある警察官及び同相当職以上にある一般職員	警察本部	管理官、次長等	管理官、次長等
	警察署	副署長又は次長	副署長又は次長

育児参加計画書

_____ 殿

年 月 日

以下のとおり、届出します。

所 属 名 _____
 係 名 _____
 階 級 _____
 氏 名 _____

出産予定日等、子の有無、配偶者氏名等を記載

配偶者の出産予定日 _____
 または配偶者の出産日 _____

【 配 偶 者 】
 所 属 名 _____
 係 名 _____
 階 級 _____
 氏 名 _____

- 小学校就学前の子がいる
 小学校就学前の子がおり、かつ多胎妊娠である
 小学校就学前の子はいない

※小学校就学前の子の有無、多胎妊娠であるか否かは育児参加休暇の取得可能期間に影響します。

取得可能な休暇等と取得可能期間、日数

取得可能な休暇等	取得可能期間	取得可能日数
出産補助休暇	～	左記期間内に2日以内
男性職員の育児参加休暇	～	左記期間内に5日以内
育児休業	～	左記期間内に原則2回 それぞれ1回に限り延長可能
	～	上記とは別に左記期間内に2回

取得予定日を記載

出産補助休暇

- 連続 _____ ～ _____
 適宜 _____

保管責任者記載欄(取得状況)

男性職員の育児参加休暇

- 連続 _____ ～ _____
 適宜 _____

育児休業

- 取得(希望)時期
 出産直後から 生後 _____ か月頃～ 希望しない
 取得(希望)期間
 2週間未満 2週間～1か月未満 1～3か月未満
 3～6か月未満 6～12か月未満 12か月以上

理由書

年 月 日

(面談実施者)

所 属 名

係 名

階 級

氏 名

育児休業の取得を希望しない理由(複数選択可)

- 家庭環境等により取得を希望しない

【具体的理由】

- 両親等が同居又は近くに居住している
 妻が専業主婦である
 所得を減らしたくない
 休業をしてまで育児に参加するつもりはない
 その他 []

- できれば取得したいが、以下の理由により希望しない

【具体的理由】

- 業務多忙のため
 上司、同僚に申しづらい
 育児休業の制度、手続きがわからない
 その他 []

- その他 []

対応状況

様

この度は、御懐妊、誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。
さて、現在、宮城県警察では、全ての職員が仕事と生活の調和の取れた健康で豊かな人生を歩めるようにすることを目的として、男性職員の育児休業取得促進等を進めております。
つきましては、県警職員が取得可能な休暇・休業の制度等について、下記のとおりお知らせいたしますので、御家族で御検討して、各種制度を有効に活用していただければ幸いです。
それでは、御無理なさらぬよう、お体を大切にしてお過ごし下さい。

記

○出産の御予定日

○出産補助休暇（有給） から までに
2日間休暇が取得できます。

※ 出産に係る入院等の日から出産後2週間まで取得可能

○育児参加休暇（有給） から までに
5日間休暇が取得できます。

※ 小学校就学の始期に達するまでの子がいない場合は出産1年後まで取得可能
小学校就学の始期に達するまでのがいる場合は出産予定日の8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から出産1年後まで取得可能

○育児休業（無給） ① から までに
原則2回取得できます。なお、それぞれ1回に限り延長が可能です。
② から までの
期間中は上記①とは別に2回取得できます。

※ 休業期間中は無給となりますが、育児休業手当金が給付されます。

○ 給付額：標準報酬の日額×50/100×休業日数
ただし、休業期間が180日に達するまでの期間は67/100

○ 給付期間：子が1歳に達するまで支給
ただし、子が1歳に達した時点で
・ 保育所における保育が実施されないとき
・ 配偶者が負傷等により養育が困難となったとき
は最長で2歳に達する日まで支給

年 月 日

※所属長記名